

令和2年6月18日

第36回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 令和2年6月18日(木) 午後1時30分
2. 会 場 もちずり学習センター ホール
3. 出席委員 17名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 片平 隆
5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一 8番 加藤 功
9番 油井 妙子 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 21番 齋藤 貴裕
22番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
2番 佐藤 秀雄 7番 渡邊 敏明 10番 渡邊 俊春
14番 渡邊 賢一 19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫
23番 鈴木 顯典
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 吾妻 香菜
農地係長 猪本 由美子 主 査 五十嵐 紀子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、2番 佐藤秀雄委員、7番 渡邊敏明委員、10番 渡邊俊春委員、14番 渡邊賢一委員、19番 渡邊友一委員、20番 黒澤喜久夫委員、23番 鈴木顯典委員は出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第36回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

3番：柴山栄重委員、15番：尾形寅昭委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(69件)】

合計69件、令和2年6月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、賃借権設定2件、使用貸借権設定6件の計16件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から5番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 整理番号1番から5番の案件についてですが、内容については記載のとおりであります。整理番号1番の譲受人は、以前からこの農地を借受していましたが、譲渡人は農業後継者がおらず高齢化も進んでいるため、今般、両者が売買で合意したものであります。譲受人は生産要件に恵まれないこの地域でも、農作業に大変勤しんでおられるため、区域協議会では許可相当と判断いたしました。次に、整理番号2番から5番までの案件であります、いずれも

譲受人は合同会社で、昨年法人化したばかりであります。2番は以前から合同会社の代表が借受していた農地であります。3番は代表の父、4番は代表の祖父、5番は代表本人で、それぞれが持っている権利分を法人に提供し、経営管理体制を整え、今後経営規模拡大を目指すものであり、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 譲渡人が高齢であり、荒廃農地となっておりますが、譲受人の自作地付近で耕作利便ということで、現在、兄弟と父と83アールもやっている方でもあるため、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号7番と8番ですが、近所同士で、以前から自身の土地と密接している土地を交換したいと話があったものであり、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号9番の案件ですが、内容については記載のとおりであります。譲渡人は高齢により施設に入所したということで、遠縁にあたる譲受人が、自作地付近であり耕作利便のため耕作することとなったものであり、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号10番については、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号11番の案件ですが、内容については記載のとおりであります。譲受人が西高の近くに持っている畑を手放すこととなったため、その代わりに菜園として利用したいということであり、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号12番から5ページ16番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号12番につきましては、譲渡人が自宅から離れている土地を処分したいということで、譲受人は94歳と高齢ではありますが、息子さんが同居しており、面積も小さい場所のため、野菜を栽培するということです。整理番号13番につきましては、譲受人は新規営農開始の予定であり、すでにきゅうりの作付けの準備を進めておりまして、近々、現在の居住地から農地近くへ引っ越しをして耕作利便を図る予定であります。きゅうり栽培については指導も受けており、苗を植え付ける段階までできておりますので、特に問題はないと思います。整理番号14番から16番につきましては、整理番号16番の譲渡人と譲受人が親子であり、譲受人が兼業農家を始めるということで、1件はブルーベリーを作付けし、他2件はえごまを栽培するということであり、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から16番までの16件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番について、道路が4車線になるために移動しなければならず、今回の転用申請となっております。今回同一人から4条と5条の申請がありますので、5条審議の際に再度説明します。4条について、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号2番について、現在は当該地に申請者の住宅が建っており、田の分が少し残っておりますが、この後審議の5条申請で娘さんの住宅を建てる案件が出てきます。4条について、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転6件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の計9件の許可申請で市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番について、先ほど4条で出てきましたが、譲渡人の娘さんが譲受人であり、娘さんと同居するために一体化し、農家住宅を建てるということで許可相当と判断いたしました。整理番号2番について、雨が降ると譲受人の敷地に土留めが崩れてくるため、修繕しようとしたところ譲渡人の所有地であったため、所有権移転するというものであり、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番から8ページ6番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号3番と4番については、露天駐車場にしたいということでの申請であります。整理番号5番については、先ほど4条申請にもありましたが、譲渡人の敷地内に、娘である譲受人の住宅を建てるというものです。整理番号6番については、譲受人自身の住宅を建てるというものです。区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号7番については、西道路南進に伴う事務所兼駐車場への一時転用であり、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号8番については親子関係であり、農振除外の申請は完了しております。該当農地については第1種農地ではありますが、周りは譲渡人の農地ということで、周辺営農には支障がないと判断しております。整理番号9番については、譲受人の住宅と該当する農地がすでに一体化しており、物置敷地ということで、周辺営農にも支障がないとして、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計3件の市処分案件です。 申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号1番について、内容については記載のとおりであります。敷地内において高低差の問題が生じ、これを解消するため、露天駐車場部分を縮小することとしたため、利用計画全体を見直したものです。区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号2番と3番について、内容については記載のとおりであります。両案件とも除染作業の期間延長による事業計画の変更であり、3番については変更後の仮設事務所等の面積が若干変わっておりますが、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計1件の案件です。
申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。
区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号1番について、地元の農業委員と事務局で現地確認をして、空き家に隣接しており、申請人の所有する土地を通らないと通作できないので、農地単独での処分は困難と判断しました。空き家バンクの登録有りということも確認しております。区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。
証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番について、只今事務局からもありましたとおり、5月26日に地元の農業委員、推進委員と事務局とで現地を確認しまして、農業用施設として利用しているということで確認を取りましたので、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 議案書12ページ報告第1号から21ページ報告第6号は議案書のとおりとなりますのでお読み取りください。

次長 福島市農業経営改善計画認定会議の委員につきましては、認定農業者の多い北福島・飯坂・松川の3地区から、昨年の6月より引き続き渡邊敏明委員、大宮職務代理、安田善喜委員の3名の皆様に委員にご就任いただいておりますが、渡邊敏明委員の退任に伴い後任には新たに中村謙一委員が就任されますので、ご報告いたします。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。

会長職務代理 （会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第36回総会を終了いたします。

（午後2時10分）

令和2年6月18日

これは、福島市農業委員会第36回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人3番 _____

議事録署名人15番 _____